

# 「相続・贈与税顧問」平成19年改正対応版 概要(Ver.H19.1)

「相続・贈与税顧問 Ver.H19.1」での対応内容をご案内します。

このプログラムは、平成19年1月1日以後に発生した相続税の申告にご利用いただけます。

## 1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H18.1以降

上記のバージョンからデータ移行が可能です。Ver.H18.1またはVer.H18.2のデータは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。

## 2. 法改正の概要

システムに係る平成19年度の相続税関係の改正は、次のとおりです。

### 仮装・隠ぺい財産の配偶者の税額軽減の見直し（第5表の付表）

相続税の配偶者の税額軽減について、配偶者が仮装または隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合には、当該仮装または隠ぺいしていた財産に伴い増加する税額については、相続税の配偶者控除の税額軽減の適用がないこととされました。

#### 適用

平成19年4月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用され、平成19年3月31日までに相続または遺贈により取得した財産に係る相続税については、従来どおり。

### 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の不適用（第11.11.2表の付表関係）

被相続人から相続または遺贈により財産を取得した者が、その被相続人から贈与により取得した財産について特定同族株式会社等に係る相続時精算課税の特例（措法70の3の3、措法70の3の4）の適用を受け、または受けている場合には、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例は適用できないこととされました。

#### 適用

平成19年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用され、平成18年12月31日までに相続または遺贈により取得した財産に係る相続税については、従来どおり。

### 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の不適用（第11.11.2表の付表関係）

被相続人から相続または遺贈により財産を取得した者が、その被相続人から贈与により取得した財産について特定同族株式会社等に係る相続時精算課税の特例（措法70の3の3、措法70の3の4）の適用を受け、または受けている場合には、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例は適用できないこととされました。

#### 適用

平成19年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用され、平成18年12月31日までに相続または遺贈により取得した財産に係る相続税については、従来どおり。

### 郵政民営化法制定に伴う措置（第11.11.2表の付表関係）

#### (1) 相続税に係る課税の特例の創設

個人が相続または遺贈により取得した財産のうち、平成19年10月1日前までに郵便局の用に供するために日本郵政公社に貸し付けられた一定の建物の敷地となっている土地で、相続開始後5年以上郵便局の敷地の用に供する見込みであることにつき証明される場合には、その特定宅地等を租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等に該当するものとみなして、同条および同法第69条の5の規定を適用することとされました。

#### 適用

平成19年10月1日以後に相続または遺贈により取得する特定宅地等に係る相続税について適用。

## (2)小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の改正

特定郵便局の敷地の用に供されている宅地等が小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用対象から除外されることに伴い、この小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用対象から「国の事業の用に供される宅地等(400㎡まで80%減)」が除外されることになりました。

### 適用

平成19年10月1日以後に相続または遺贈により取得をする宅地等に係る相続税について適用され、平成19年9月30日までに相続または遺贈により取得した財産に係る相続税については、従来どおり。

## 国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税措置の改正(第14表)

相続または遺贈により財産を取得した者で地域再生法の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に定められた区域内に住所等を有するものが、その財産に属する金銭を相続税の申告書の提出期限までに、特定地域雇用等促進法人に対し、当該特定地域雇用等促進法人の行う一定の事業に関連する贈与をした場合には、その贈与をした金額は、その相続または遺贈に係る相続税の課税価格に算入しないこととする改正が行われました。

### 適用

相続または遺贈により財産を取得した者が平成19年4月1日以後に金銭の贈与をする場合に適用。

## 3. システムの対応内容

Ver.H19.1にて次の対応を行いました。

### 第5表の付表 入力画面、印刷フォームの切り替え

相続開始日付が平成19年4月1日以後の場合は、入力画面、印刷フォームを新様式に合わせ、切り替えます。

### 印刷フォームの変更

次の帳表を「平成19年分以降用」の様式に変更します。

申告書等	変更内容
第5表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成十九年四月一日以降用)に変更。</li> <li>・ 下部欄外の説明が変更。</li> </ul>
第5表の付表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮装・隠ぺい財産の配偶者の税額軽減の改正に伴い、様式が大幅に変更</li> <li>・ 帳表タイトルが「配偶者の税額軽減額の計算書(付表)」に変更。</li> <li>・ 右上欄外が(平成十九年四月一日以降用)に変更。</li> </ul>
第11・11の2表の付表1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成十九年分以降用)に変更。</li> <li>・ 「3特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」欄の注記の一部変更。</li> </ul>
第11・11の2表の付表3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成十九年分以降用)に変更。</li> <li>・ 1欄、2欄の の項目名の変更。「1株(1口)当たり」「1単位当たり」</li> <li>・ 1欄、2欄の 、 の項目名の変更。「株数等」「単位数」</li> </ul>
第11・11の2表の付表3の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成十九年分以降用)に変更。</li> <li>・ 1欄、5欄、6欄の項目名の変更。「1株(1口)当たり」「1単位当たり」</li> <li>・ 1欄、2欄、3欄、4欄の項目名の変更。「口数」「額」</li> <li>・ 注意の変更。</li> </ul>
第11・11の2表の付表5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成十九年分以降用)に変更。</li> <li>・ 2欄の、(d)、カ、(注)および3欄のイ、(注)の項目名の変更。「株数等」「単位数」</li> </ul>
第14表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右上欄外が(平成十九年分以降用)に変更。</li> <li>・ 「1純資産価額に加算される暦年課税分に係る贈与財産の価額及び特定贈与財産価額の明細」欄の明細の行数が「4行」(従来「5行」)に減少。</li> <li>・ 「3特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細」欄に適用規定が追加。 「(4)租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。」</li> </ul>

相続開始日付が平成19年3月31日以前の場合は、旧様式(従来の様式)で印刷します。

## 4.動作環境について

OS	Windows®2000/XP/ Vista
メモリ	2000/XP の場合 128MB 以上 (256MB 以上を推奨) Vista の場合 512MB 以上 (1GB 以上を推奨)
CPU	2000/XP の場合 400MHz 以上 (500MHz 以上を推奨) Vista の場合 800MHz 以上 (1GHz 以上を推奨)
ディスプレイ	解像度:1024×768(小さいフォント)を推奨 解像度:800×600(小さいフォント)も使用可能 Windows® XP の場合は、標準フォントかつ 96DPI を使用してください。 Windows® Vista の場合は、標準のスケール (96DPI) を使用してください。
表示色	2000 の場合 High Color(16ビット)以上 XP/Vista の場合 中 (16ビット) 以上
HDD	69MB 以上
最大用紙サイズ	A4
プリンタ	ページプリンタ (ポストスクリプト対応プリンタ除く) (*1)

(\*1): カラープリンタは EPSON 製が対象です。

## 5.プロダクトIDについて

プログラムのセットアップ(インストール)時にはプロダクトIDを入力します。プロダクトIDは製品固有の24桁の数字で、同一のプロダクトIDは存在しません。1つの製品を複数のコンピュータにセットアップされた場合、2台目以降では、別のプロダクトIDを入力されるまでプログラムの起動ができなくなります。

プロダクトIDが記載されたラベルは、CD-ROMのケース(ライセンス商品の場合はライセンス使用許諾証またはプロダクトIDのご案内ハガキ)に貼られます。詳細は改版商品に同梱のご案内(手順書)をご参照ください。

### ライセンス商品のご案内

「応援シリーズ」で、同一プログラム(スタンドアロン版)を複数本使用される場合、2本目以降を割安価格でお求めいただけるライセンス商品(及び年間プログラム保守契約)をご用意しています。

ライセンス商品はこんなときに最適です。

企業又は会計事務所内において、複数台のパソコンで使用する場合

本社以外の出先拠点(支社、営業所等)において使用する場合

会計事務所において、在宅処理や外出先処理(モバイル用途)等の所外で使用する場合

学校等の教育用途として使用する場合

### 【著作権・使用許諾契約について】

プログラムを使用するには、著作権法及び使用権許諾契約により、1台のコンピュータにつき1ライセンスの使用許諾が必要です。